

## 船舶事故調査報告書

平成30年4月18日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年3月5日 14時45分ごろ
発生場所	東京都江戸川区旧江戸川右岸（舞浜大橋上流） 東京木材投下泊地防波堤西灯台から真方位067° 3.1海里付近 （概位 北緯35° 38.3′ 東経139° 52.6′）
事故の概要	水上オートバイNATSUIは、南進中、護岸に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年3月6日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	水上オートバイ NATSU、5トン未満（長さ2.69m） 232-40290埼玉、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、特殊小型
負傷者	軽傷 1人（船長）
損傷	船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約2.0m/s、視界 良好 水象：水上 平穏
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、友人1人を乗せ、約50km/hの対地速力で南進中、船長が、前方から反航して来る船舶に注意を向けていたところ、舞浜大橋上流の護岸（以下「本件護岸」という。）に乗り揚げた。
分析	本船は、南進中、船長が、前方から反航して来る船舶に注意を向け、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、本件護岸に接近していることに気付かず、本件護岸に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が南進中、船長が、前方から反航して来る船舶に注意を向け、周囲の見張りを適切に行っていなかったため、本件護岸に接近していることに気付かず、本件護岸に乗り揚げたものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・河川を航行する際は、常時適切な見張りを行って自船と護岸との距離を把握すること。